

受刑者の各種指導に関する訓令の運用について（依命通達）

平成18年5月23日法務省矯成第3349号
矯正局長依命通達 矯正管区長、行刑施設の長宛て

改正 平成19年5月30日矯総第3362号
平成29年3月29日矯成第977号

標記について、下記のとおり定め、受刑者の各種指導に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3348号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、昭和7年9月1日司法省行甲第1381号行刑局長通牒「受刑者ノ教誨ニ関スル件」及び昭和30年4月7日付け法務省矯正甲第475号当職通牒「小学校又は中学校の分校配置について」は、廃止します。

記

1 一般改善指導について（訓令第4条関係）

(1) 総合計画表

訓令第4条第2項に規定する計画表は、毎年度、別紙様式により作成するものとする。

(2) 一般改善指導には、単なる生活上の注意等は含まないこと。

(3) 訓令第5条第1項に規定する事情以外の事情について、必要に応じ、その事情の改善を図る指導（例えば、酒害教育や窃盗防止教育等）を実施する場合には、一般改善指導として実施すること。

2 実践プログラムの作成について（訓令第6条関係）

(1) 指導計画

指導計画の内容は、指導目標の達成に向けて、系統的かつ段階的に構成するよう留意すること。

(2) 指導案

指導案の内容は、指導方法及び使用する教材等について、具体的かつ詳細に記載するよう留意すること。

3 標準プログラムについて（訓令第7条関係）

標準プログラムについては、平成18年5月23日付け法務省矯成第3350号当職依命通達「改善指導の標準プログラムについて」に定めるところによること。

4 改善指導の記録について（訓令第9条関係）

改善指導の記録は、受刑者ごとに、受刑者の処遇調査に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3308号大臣訓令）第10条に規定する処遇調査票により行うほか、適宜の方法により行うこと。ただし、指導の内容又は方法等に照らし相当と認めるときは、受刑者ごとの記録は省略して差し支えないこと。

5 改善指導の評価について（訓令第10条関係）

(1) 評価の方法

改善指導の成績及び受講態度の評価（以下「評価」という。）は、当該指導の実施担当者（これにより難しい場合は、指導の内容に応じて刑事施設の長がその職員のうちから指名する者）が評定した後、刑事施設の長が評価担当者の監督者のうちから指名する調整者が確認し、必要に応じて調整すること。

(2) 毎月の評価区分

訓令第10条第1項に規定する評価の区分は、次のとおりとすること。

- ア a 指導の成績及び受講態度が良好である。
- イ b 指導の成績及び受講態度が普通である。
- ウ c 指導の成績及び受講態度が不良である。

(3) 指導終了時の評価区分

訓令第10条第2項に規定する評価の区分は、次のとおりとすること。

- ア A 指導の成績及び受講態度が特に良好である。
- イ B 指導の成績及び受講態度が良好である。
- ウ C 指導の成績及び受講態度が普通である。
- エ D 指導の成績及び受講態度がやや不良である。
- オ E 指導の成績及び受講態度が不良である。

(4) 評価票

評価の結果は、平成18年5月23日付け法務省矯成第3311号当職依命通達「受刑者の処遇要領に関する訓令の運用について」に定める評価票に記載すること。

(5) 評価の結果の説明

評価の結果は、必要に応じ、受刑者に対してこれを説明し、適切な指導を行って、受刑者に自己の改善の程度を理解させ、改善指導に対する動機付けを高めるよう配慮すること。

(6) 評価の結果の活用

評価の結果は、改善指導の内容及び方法の妥当性を検証するための資料

として活用すること。

6 補習教科指導について（訓令第12条関係）

- (1) 補習教科指導は、社会生活上必要な程度の読み書き、計算、社会生活に関する知識等の習得を重視して行うこと。
- (2) 訓令第12条第3項に規定する補習教科指導については、当面、松本少年刑務所において行うこと。
- (3) 補習教科指導を終了した受刑者が、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）に基づく認定試験の受験を希望する場合において、相当と認めるときは、関係機関との調整等を行い、できる限り受験の機会を与えるよう配慮すること。

7 特別教科指導について（訓令第13条関係）

- (1) 特別教科指導には、高等学校以上で行うものに相当すると認められる簿記や英語などの特定の科目の指導も含まれること。
- (2) 通信による高等学校教育は、当面、盛岡少年刑務所及び松本少年刑務所において行うこと。
- (3) 特別教科指導を終了した者が、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）に基づく認定試験の受験を希望する場合において、相当と認めるときは、関係機関との調整等を行い、できる限り受験の機会を与えるよう配慮すること。

8 教科指導の実践プログラムの作成等について

教科指導の実践プログラムの作成、指導の記録及び評価については、上記2、4及び5の例によること。

9 社会との連携等について

(1) 社会との連携

各種指導の実施に当たっては、警察、暴力追放運動推進センター等の関係機関、薬物依存からの回復を目指す自助グループ、被害者支援団体等の民間団体、民間篤志家その他の者との連携について、十分留意すること。

(2) 各課・各部門との協力

刑事施設の長は、各種指導の実施を直接担当する職員のみならず、それ以外の職員に対しても、自庁研修を行うなどの方法により、各種指導の意義につき理解を深めさせ、各課・各部門の協力の下に各種指導が行われるよう配慮すること。

10 指導を実施する日及び時間について

各種指導を実施する日及び時間については、規則第46条及び規則第47

条の規定によるほか、必要に応じ、規則第19条第2項第4号の規定により専ら作業以外のものを行う日として定める日を活用するなどして、十分な指導時間の確保に配慮すること。